

血液事業の実施体制

血液法に基づく血液事業の実施体制を示したものが表 1-3 です。血液事業の実施にあたり、厚生労働大臣は中期的視野の基本方針、献血推進計画、需給計画を毎年度策定することとされています。また、献血の推進にあたり、都道府県は都道府県献血推進計画を、採血事業者は献血受入計画を毎年度策定し、それぞれの計画に沿って献血推進を実施することとされています。また、血液事業の運営状況は定期的に薬事・食品衛生審議会薬事分科

会血液事業部会に報告され、施策の策定・実施に当たっての透明性確保が図られているところです。薬事・食品衛生審議会の下に置かれた血液事業部会の構成を表 1-4 に示しています。

また、平成 20 年度は「献血推進のあり方に関する検討会」が設置され、若年者に対する啓発方法や採血基準の見直しについて議論が行われ、報告書がとりまとめられたところです（79 ページ参照）。

表 1-3 血液事業の実施体制

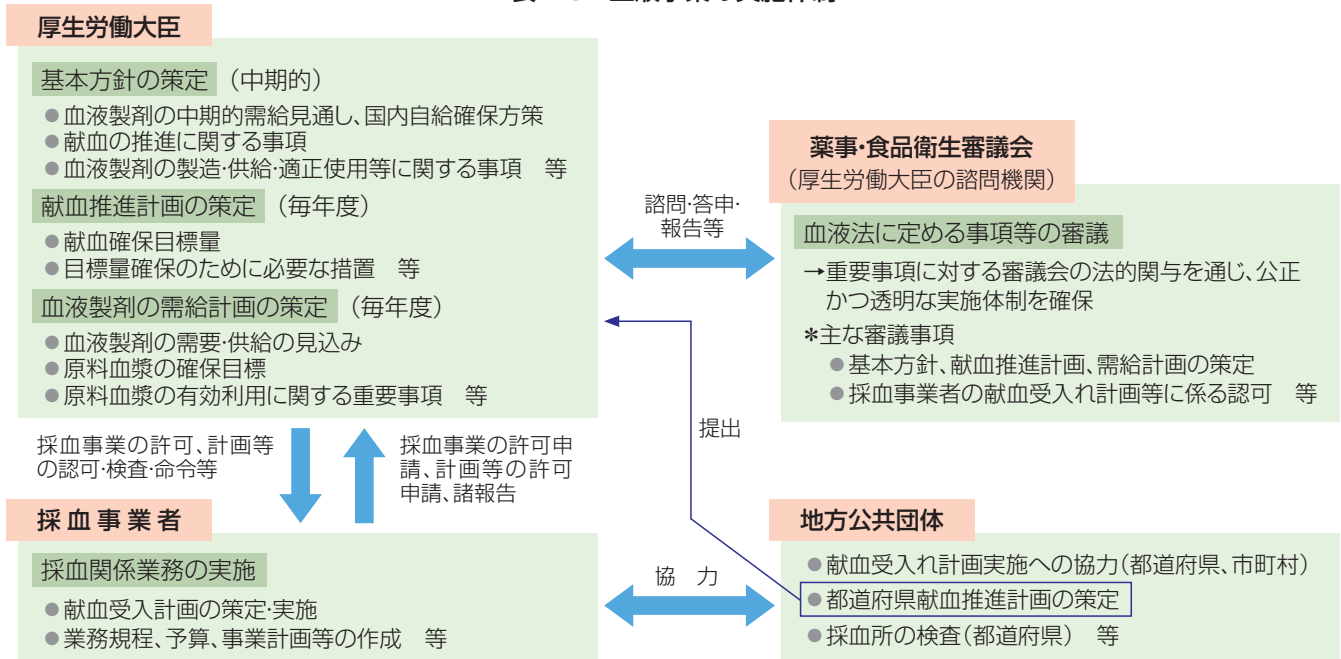


表 1-4 薬事・食品衛生審議会薬事分科会血液事業部会の構成

